

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）
に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 4. 廃棄物指導業務について

3. 産業廃棄物対策事業について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
② 代執行に伴う各手続の不備について ウ. 排出事業者に対する自主撤去・自主納付交渉について【産業廃棄物指導課】（報告書 P190） 市は、不適正排出事業者及びその排出量を特定した後、排出事業者 289 社に対して自主撤去又は費用納入を依頼し、費用納入を希望した事業者に対しては、排出量から一定割合減少した金額を基準として自主納付の交渉を行っている。ただし、全額の請求に何ら異議を述べなかった事業者に対しては全額の負担を求め、減額申請を申し入れた事業者に対してだけ、一定基準の減額を交渉妥結ラインとして納付交渉を行っている。その結果、費用納入を希望した事業者 64 社の総排出量は 1,629.7 m³であるのに対し、これらの事業者に対して費用負担を求めた量の合計は 622.7 m³であり、約 2,299 万円の費用負担を事実上免除している。 なお、市では、減額基準につき、収去したマニフェストの総合計量と残存廃棄物を比較し、一定割合は正常な処理がされた可能性があるとして、正常な処理がされた可能性のない一部についてのみ費用負担を求める旨の決定を行っている。 市は、収去したマニフェストの総合計量と残存廃棄物の量から一定割合は正常な処理がされた可能性があるとし、自主納付希望者に対して減額基準を設けて納付交渉を行っている。一方で、自主撤去に応じた事業者及び何ら異議を述べない自主納付希望者については全部・全額の負担を求めている。 これは、異議を述べた者は負担が減り、異議を述べない者については多くの負担を求めるという不平等な取扱いであり、公平の原則に反する。市は、一定割合は適正処理がされた可能性がある」と主張	自主納付については、排出事業者の任意の協力であり、マニフェスト（産業廃棄物管理票）等に基づき、責任追及が可能な範囲を見極めたうえで、適切に協力依頼を行った。 なお、自主撤去・自主納付や措置命令に応じなかった事業者に対して行った納付命令については、一律にマニフェストにより適正処理を確認できなかった排出量に基づき、負担を求めた。 今後、同様の代執行の事案が発生した場合には、平等の観点も踏まえつつ、適切な対応を図ることとしたい。

するが、その主張立証は事業者が行うべきである。
また、事業者の主張立証責任を負担させるのが酷だ
と考えるのであれば、一律減額基準に従って減額し
たものを請求すべきである。

なお、本件では、減額基準に従って納付交渉を
し、減額が認められた事業者は、いずれも経営上の
理由によるものであり、既に適正処理されたことを
理由として減額を行った者はいない。

今後は、公平の原則に従い、各債務者を平等に
取り扱うよう要望する。